

平成23年第3回定例会 健康福祉病院常任委員会

共管事項議案補充説明 参考資料

- ◆ 県立病院改革にかかる議案の提出等について

平成23年12月 8日
健康福祉部・病院事業庁

県立病院改革にかかる議案の提出等について

「県立病院改革に関する基本方針」に基づく総合医療センターの地方独立行政法人化及び志摩病院への指定管理者制度の導入に伴い、関係条例の制定・改正など制度面の整備が必要になります。

また、4病院一括での運営を前提としている現在の病院事業会計から総合医療センターを分割するにあたって必要となる財務面の整理や、志摩病院の指定管理者制度への円滑な移行と安定的、継続的な管理運営ための関連予算の措置が必要になります。

このため、関係議案を提出（一部予定）していますが、その概要は以下のとおりです。

1 今定例会（11月会議）の提出議案

（◇：健康福祉病院常任委員会付託議案、◆：その他の常任委員会付託議案）

◇議案第28号

平成23年度三重県一般会計補正予算（第9号）【健康福祉部】

病院事業会計負担金	451,799千円
（うち 退職手当特例措置分	385,675千円）
病院事業会計貸付金	4,714,174千円
[うち 病院間資金貸借の解消分 志摩病院の資金不足分]	4,458,759千円 255,415千円

◇議案第42号

平成23年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）【病院事業庁】

地方独立行政法人化

病院間資金貸借及び3病院等の資金不足の解消	4,458,759千円
資本剰余金の病院間貸借の解消	－千円
企業債の繰上償還にかかる補償金	351,034千円 など

指定管理者制度導入

職員の身分移行に必要な退職手当	1,897,852千円 など
-----------------	----------------

◆議案第43号

三重県職員の退職手当の額の特例に関する条例案【総務部】

志摩病院への指定管理者制度導入に伴い、平成24年3月31日に県を退職後、引き続き指定管理者に雇用される職員の退職手当の額を特例的に措置するため、規定を整備するもの

→ 通常の勧奨退職では定年との差10年まで1年につき2%である割増率を、定年との差1年につき、10年までは3%、11年以上は4%とするとともに、算定時に用いる支給割合を整理退職時と同様の扱いとする。

◇議案第44号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案
【健康福祉部】

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第44条第1項に規定する知事の認可を受けなければならない重要な財産を定めるもの

◇議案第45号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例案
【健康福祉部】

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第59条第1項に規定する職員の引継ぎの対象となる内部組織を、三重県立総合医療センターと定めるもの

◇議案第46号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案【健康福祉部】

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、関係条例の規定を整備するもの

(1) 次の関係条例の規定を、特定地方独立行政法人の職員にも適用できるよう整備するもの

- ・ 職務に専念する義務の特例に関する条例
- ・ 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- ・ 職員の分限に関する条例
- ・ 職員の定年等に関する条例
- ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例
- ・ 職員の育児休業等に関する条例
- ・ 職員の再任用に関する条例
- ・ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(2) 特定地方独立行政法人に派遣されていた役職員が引き続き県の職員等となった場合に、単身赴任手当等の手当の支給の対象となるよう、次の関係条例の規定を整備するもの

- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 公立学校職員の給与に関する条例
- ・ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(3) 「三重県病院事業条例」中、三重県立総合医療センターに関する規定を削るもの

◆議案第49号

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案【総務部】

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、当該法人に派遣されていた役職員が引き続き職員となった場合に、派遣されていた期間を退職手当算定の際、在職期間として通算できるよう規定を整備するもの

◆議案第58号

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案【教育委員会】

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、当該法人に派遣されていた役職員が引き続き公立学校職員となった場合に、派遣されていた期間を退職手当算定の際、在職期間として通算できるよう規定を整備するもの

◇議案第61号

三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案【病院事業庁】

県立病院の地方独立行政法人化及び指定管理者制度の導入等に鑑み、地方独立行政法人化後の総合医療センター及び指定管理者制度導入後の志摩病院を修学資金制度の対象外とするため、返還免除の対象病院から除くなど、修学資金の返還免除に関する規定を整備するもの

◇議案第75号

地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継させる権利について【健康福祉部】

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する当該法人に承継させる権利（土地、建物などの公有財産、物品及び債権）を定めるもの

◇議案第76号

地方独立行政法人三重県立総合医療センター一定款の一部変更について【健康福祉部】

地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継させる建物の登記の整備に伴い、定款の一部を変更するもの

2 平成24年第1回定例会（2月会議）に提出予定の議案

◇平成24年度三重県一般会計予算【健康福祉部】

地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金
病院事業会計負担金（指定管理者制度にかかるもの）

◇平成24年度三重県病院事業会計予算【病院事業庁】

志摩病院の指定管理者制度にかかる
指定管理料（政策的医療交付金）
経営基盤強化交付金
短期貸付金（運転資金）など

◇三重県特別会計条例の一部を改正する条例案【健康福祉部】

地方独立行政法人法第41条第5項の規定により、地方独立行政法人が行う長期借入については設立団体（県）からの借入に限られていますが、国（総務省）においては、設立団体（県）が地方独立行政法人に対する貸付等を行うにあたっては、原則として特別会計を設置するよう通知がなされています。

このため、平成24年度当初予算に合わせて、「地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計（仮称）」の設置にかかる所要の改正を行いたいと考えています。

参考 職員の身分移行にかかる意向調査の結果（平成 23 年 9 月 30 日現在）

◆病院別・職種別の内訳

(単位:人)

	希望先	医療技術職	看護職	事務職等	計
総合医療センター	地方独立行政法人	45	324	0	369
	指定管理者	0	2	0	2
	県	24	13	33	70
	退職	2	18	1	21
計		71	357	34	462
こころの医療センター	地方独立行政法人	0	0	0	0
	指定管理者	0	0	0	0
	県	29	137	24	190
	退職	0	3	0	3
計		29	140	24	193
一志病院	地方独立行政法人	0	0	0	0
	指定管理者	0	0	0	0
	県	10	24	6	40
	退職	0	1	0	1
計		10	25	6	41
志摩病院	地方独立行政法人	6	1	0	7
	指定管理者	6	120	0	126
	県	25	28	19	72
	退職	1	8	0	9
計		38	157	19	214
4病院計	地方独立行政法人	51	325	0	376
	指定管理者	6	122	0	128
	県	88	202	82	372
	退職	3	30	1	34
計		148	679	83	910
知事部局等	地方独立行政法人	5	1	0	6
	指定管理者	0	1	0	1

◆運営形態が変更する2病院への移行希望状況

(単位:人)

		医療技術職	看護職	事務職等	計
総合医療センター (地方独立行政法人)	現 員	71	357	34	462
	移行希望者	56	326	0	382
志摩病院 (指定管理者)	現 員	38	157	19	214
	移行希望者	6	123	0	129